

< 東大阪ラグビースクール規約 >
< 2013-01-27施行 >

第1条(名称及び所在地)

本スクールは「東大阪ラグビースクール」(以下「スクール」と略)と称し本部を会計宅に置く。

第2条(目的)

本スクールは、1986年4月にラグビーフットボールを通じて、少年少女の心身の健全育成とチームワークプレーによる規律など、協調性の発達を図り、生涯にわたりラグビーを楽しむ人材を育てることを目的に設立にした。

第3条(事業)

前条の目的を達成するため毎年4月から翌年3月までの期間、次の事業を行う。

- ① ミニラグビーの練習。 試合及び観戦。
- ② 野外活動。
- ③ その他、目的を達成するために必要な事業。

第4条(生徒)

スクールはつぎの者を生徒とする。

- ① 幼児及び小学生の男女。
- ② 所定の入校手続きを経て、スクール役員会が承認したもの。

第5条(役員)

スクールにはつぎの役員を置く。

- ① 校長 1名
- ② 会計 1名
- ③ 指導委員長 1名
- ④ 事務局長 1名
- ⑤ 総務委員長 1名
- ⑥ その他、校長が必要と認める者

第6条(役員会)

前条の役員をもってこれを構成する。

第7条(役員の選出)

毎年3月に役員の選出を行う。

- ① 校長については役員会で協議の上決定し、役員会が委嘱する。
- ② 指導委員長、事務局長、総務委員長、会計、その他、校長が必要と認めた役員は校長が委嘱する。
- ③ 会計監査については役員会が推薦した者2名(スクール側1名、保護者側1名)を校長が委嘱する。

(会計監査)

<補足> 会計監査は(スクール側/保護者側を)、(監査される年度の次年度の新6年生のチーフコーチ/チームキャプテンの保護者)とする。

第8条(職務)

校長はスクールを代表し、校務を統括する。

- ① 役員は校長を補佐し、校長に事故あるときは職務を代行する。
- ② 指導委員長は主に指導員(以下、コーチと称する)を統括する。
- ③ 事務局長は主にスクール運営に関する事務・渉外を統括する。
- ④ 総務委員長は主にスクールの行事に関する企画、運営を統括する。
- ⑤ 会計はスクールの経理、ならびに運営費用の管理をする。
- ⑥ その他、校長が必要と認めた役員は、その職務を統括する。
- ⑦ 会計監査は会計年度終了後、速やかに経理を監査し、1ヶ月以内に役員会に報告しなければならない。
- ⑧ 役員会はスクール活動の総合的な活動企画を行ない執行する。

第9条(任期)

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

但し、会計の任期は最長2年までとする。

第10条(役員会議)

役員会議は必要に応じ、校長が召集する。

- ① 各担当委員においては必要に応じ、各委員長が会議を召集する。
- ② 役員会には必要に応じ、各担当委員等の参加を求める。

第11条(経理)

スクールの経費は、会費、その他をもってあてる。

- ① 会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。
- ② 会計は会計年度末から1ヵ月以内に会計監査を受けなければならない。

第12条(運営委員会)

役員会に加え、指導委員長の元にくレフリー委員><各学年チーフコーチ>。
総務委員長の元にく副総務委員長、総務委員>を置き、それらを総称して
運営委員会とする。

- ① スクール全体の企画・運営は、役員会の方針に従い運営委員会で行う。
- ② 校長または役員会は、必要と認めた者を運営委員会に加えることができる。
- ③ 任期は1年とし、再任を妨げない。

第13条(職務)

運営委員は次の職務を行なう。

- ① <指導委員長>は各学年の指導員を掌握し安全で適切な指導方法を管理、指導する。
- ② <レフリー委員>は、ミニラグビー競技におけるルールの適切な把握と、指導員のレフリング、コーチングの資質向上を行う。
- ③ 副総務委員長は総務委員長を補佐し、スクールの行事等の企画・運営に関することを分掌する。

第14条(規約の改正)

規約の改正については、役員会において協議の上、決定する。

- ① 改正された規約は1ヶ月以内にスクール関係者に周知すること。

第15条(慶弔費)

スクール生徒、保護者、及び、コーチの1親等以内のスクールとしての慶弔費は
<細則>の慶弔規定の通りとし、スクールの会計から支出する。

第16条(その他)

本規約に定めるものの他は<細則>として定め、スクールの運営に関する必要な
事項は役員会において協議の上、決定する。

第17条(規約の改定・施行)

- ① 1992年6月1日施行
- ② 2002年3月9日改正のうえ、2002年4月1日施行
- ① 2003年4月11日改正のうえ、2003年4月11日施行
- ② 2004年4月29日改正のうえ、2004年4月29日施行
- ③ 2006年2月29日改正のうえ、2006年4月1日施行
- ④ 2010年1月24日改正のうえ、2010年1月24日施行
- ⑤ 2010年9月17日改正のうえ、2010年9月18日施行
- ⑥ 2013年1月26日改正のうえ、2013年1月27日施行

<細則>

第1条(スクールの所在地)

スクールの所在地は会計宅とする。

第2条(生徒の資格)

スクールの生徒の資格は、所定の入校手続きを経て、校長が承認することにより与えられる。

第3条(会費)

生徒は以下に定められた会費を定められた期日までに所定の方法で納めること。

- ① 入会費
- ② 運営費
- ① 臨時費等
- ② その他、スクール活動に必要とする費用
- ③ 幼児(年少・年中)に限り別途入会費を設ける
<別途入会費> 年間2,000円とし、役員会で認めた特典を与える。

第4条(資格の消滅・中断)

生徒、役員並びに運営委員、指導員(以下コーチ)については、以下の場合、役員会が決議の上、資格を取り消すこと、又は中断ができる。

<生徒・コーチ>

- ① 健康上の理由。
- ② スクールの一員としてふさわしくない行為があった場合。
- ③ その他役員会が認めた者。

<コーチ>

- ① 本人による申告により、コーチを中止する者。
- ② 本人の申告により、期限を設けてコーチを中断する者。

第5条(経費の負担)

スクールに参加するために要する経費、及び事業においての災害、負傷を負った場合の医療費はすべて自己の負担とする。応急処置として<スポーツ安全協会障害保険>、及び、当スクールが指定する障害保険への加入を義務付けける。

第6条(保護者の協力)

スクールの運営については、保護者の協力を依頼することがある。

- ① 各学年毎に保護者連絡担当者2名をおく。
- ② 上記①項の保護者連絡担当者はスクールからの連絡、集計等に協力する。

第7条(指導員の免責)

スクールの活動中に措いて生じた事故、傷害、後遺症、死亡等について、関係するコーチは、それらについて免責されなければならない。
その為には、生徒の健康や指導方法について日頃から十分な配慮、安全管理をしなければならない。

第8条(指導員)

通称を<コーチ>とし、幼児から6年生までの学年ごとに、活動を担当しスクールの活動、運営に協力をする。

- ① チーフコーチは担当学年の指導員、生徒、保護者を掌握しスクール活動に協力する。
- ② 各学年のコーチはチーフを補佐し、生徒の掌握、スクール活動に協力する。
- ③ チーフコーチの元にサブチーフ、又はそれに代わる者をおく。
- ④ コーチの異動は、毎年3月に役員会において協議、決定する。

第9条(指導員の資格)

スクールの指導員となるためには以下の通りとする。

- ① ラグビーの経験の有無は問わない。
自薦他薦を問わず、チーフコーチが指導委員長に推薦し、役員会において協議、決定する。
- ② 新人コーチは、コーチ就任の3月末まで当該学年を受けもつことができるが、次年度以降は、役員会にて異動を決定する。
- ② 保護者、その他関係者について、役員会から指導員としてスクール活動に協力を依頼することがある。

第10条(その他)

スクールの関係者として次の部署を担当する者をおく。

- ① 大阪府RF協会スクール委員担当者
- ② 東大阪市RF協会担当者
- ③ アドバイザリースタッフ
- ④ レフリー委員
- ⑤ その他

第11条(スクール慶弔規定)

| 慶弔金等支出 | 給付条件 | 給付額 |
|--------|--------------------|---------|
| 1 | 生徒・保護者・コーチの死亡 | 10,000円 |
| 2 | 生徒・保護者・コーチの死亡時・シキミ | 10,000円 |
| 3 | 上記本人の一親等の死亡 | 5,000円 |
| 4 | コーチの出産祝い(一子毎) | 5,000円 |

- <補足>
- ① 尚、スクールとしての慶弔規定以外、コーチ間の慶弔については任意とし、役員会が認めたもの限り、総務委員長が取りまとめる。
 - ② コーチ1名当たり¥500円。
 - ③ 支出については、「東大阪ラグビースクール指導員一同」とする。

- ④ 総務委員長が取りまとめる。

第12条 役員

本スクールの役員は以下に示す。

| 役職 | 氏名 |
|---------|-------|
| 校長 | 加藤 欽也 |
| 事務局長 | 川村 幸彦 |
| 会計 | 小谷 真史 |
| 総務委員長 | 野上 博方 |
| 指導委員長 | 照屋 力 |
| 副事務局長 | 宮後 博行 |
| WEB 委員長 | 秋吉 功一 |
| 副総務委員長 | 山崎 裕二 |
| 運営委員長 | 杉原 賢一 |

第13条(細則の改定・施行)

- ① 1992年6月1日施行
- ② 2002年3月9日改正のうえ、2002年4月1日施行
- ③ 2003年4月11日改正のうえ、2003年4月11日施行
- ④ 2004年4月29日改正のうえ、2004年4月29日施行
- ⑤ 2006年2月29日改正のうえ、2006年4月1日施行
- ⑥ 2007年4月15日改正のうえ、2007年4月15日施行
- ⑦ 2010年1月24日改正のうえ、2010年1月24日施行
- ⑧ 2010年9月17日改正のうえ、2010年9月18日施行
- ⑨ 2013年1月26日改正のうえ、2013年3月11日施行

以上の内容に相違無きことを証明します。

東大阪ラグビースクール
校長 加藤 欽也

以下余白